

《用語の解説》

■ 事業廃止

民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人化など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を含め、事業を廃止（一部廃止を含む。）すること。

■ 民営化・民間譲渡

事務・事業を民間事業者（地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人を含む。）に譲渡し、又は引き継がせること。

■ 広域化等

一の地方公共団体の区域を越えて連携し、事務の共同処理（経営統合、施設の共同設置・共同利用、施設管理の共同化、管理の一体化等）を行うこと。

■ 指定管理者制度

公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2に規定する指定管理者をいう。）制度を導入すること。

■ 包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。

■ PPP／PFI

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に規定するPFI手法を導入すること、又は実態としてPFI手法に類似した手法を導入すること。

PFI法に規定する事業方式としては、BTO方式・BOT方式・BOO方式・公共施設等運営権（コンセッション）方式等があり、PFI手法に類似した手法としてはDB方式・DBO方式等がある。

■ 地方独立行政法人

地方独立行政法人法上の移行型の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。